

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

不安をあおる 点検商法にご注意を！

電話や訪問で、屋根や給湯器などを「無料で点検します」などと持ちかけ、その後、「状態が悪い。すぐ直した方がよい。」と不安をあおり、強引に修理などを契約させるといったトラブルが増えています。中には、「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から委託された」などと身分を偽るケースも見られます。

事 例

「お宅の屋根がずれている。無料で点検する」と事業者が訪ねてきた。点検をお願いしたら、このままでは危ないと強く言われて200万円の工事を契約してしまった。



トラブルを避けるために

- 電話や訪問で点検を持ちかける業者には安易に対応しないようにしましょう。
- 点検を断る連絡ができず訪問された場合にはインターホン越しに点検を断りましょう。
- その場では契約せず、家族や信頼できる事業者に相談し、十分に比較・検討しましょう。
- クーリング・オフなどができる場合があるため、契約内容に疑問があるときや、困ったときは、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

